

議会運営委員会記録

令和5年8月2日（水）
開議 8時58分
閉議 9時53分
第4委員会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕 村武議員
〔事務局〕 下間局長、松井次長、久保田書記

議 題

- 1 常任委員会が所管する事項の見直しについて
- 2 浜田市議会議員政治倫理条例の改正について
- 3 請願書・陳情書の添付資料について
- 4 その他

資料1

資料2

資料3

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[08 時 58 分 開議]

○柳楽副委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。なお本日は布施委員長が欠席である。それでは議題に入る。

1 常任委員会が所管する事項の見直しについて

○柳楽副委員長

前回、引き続き議論が必要とのことで、会派へ持ち帰り意見をまとめて報告いただくことにしていた。各会派からの意見については資料のとおりである。各会派から補足説明があればお願いします。

○三浦委員

このとおりなので補足はない。

○小川委員

書いてあるとおりで、まだ十分な共通認識ができてない段階では、結論を出す必要はない。

○川上委員

ここに書いたとおりだが、下段に書いたように必要があれば全員協議会で説明して、全議員で納得してのことであれば考える。

○柳楽副委員長

公明クラブとしての意見はこれまでどおりで、私は福祉環境委員会に所属しているので、いろいろな調査活動等を行うときに、やはり教育委員会の所管部分が調査しにくいことが何度かあったので、できるだけ早い段階で福祉環境委員会に教育委員会を移していただき、福祉環境委員会というよりも、子どもに関わる場所は一緒にしていただきたいと考えている。

各会派からご意見をいただいたが、今出された意見について何か質問等があればお願いします。前回もそういう話をしていたので、特にないか。

○沖田委員

超党みらいにお尋ねしたい。「文教厚生委員会から総務文教委員会になった過去の経緯も尊重した上で」となっているが、我々には経緯が分からない。なぜ文教厚生委員会から総務文教委員会になったのか。もしよければ経緯を説明いただきたい。

○小川委員

私が聞いた内容では、当時、今も問題となっている所管事務量の多さが問題となった。教育関係と福祉関係が一緒では幅が広すぎるということで、それを分けるという経緯があったと聞いている。そうした過去の経緯も十分尊重した上で、今回一緒にするのが良いか悪いかを議論してほしいということで書いてある。より詳しい内容は牛尾委員から聞いてほしい。

○牛尾委員

私も今となっては大昔のことなので正確に覚えてないが、福祉環境委員会の事務量が非常に多く当時大変だということで、当時正副議長と局長とでこのようにしたという荒っぽい記憶がある。正確に言えば当時どうだったかは、議事録があれば別だが、当時の福祉のボリュームが多すぎたというのはある。もしかしたら議長団主導で当時の局長を入れて議論してそのようにして、皆に諮って全会一致で了解を得て移行したと記憶している。したがって今回のようにあれこれあったような記憶は一切ない。

○川神副議長

今牛尾委員が言われたように私もはっきりとは覚えてないが、今のように会派が集まってきちんと議論した記憶はない。この数年の議会改革の中で、こういった議論を積み上げていって変更してきている。乱暴な言い方だが以前は正副議長もしくは一部の議長経験者あたりで現状を見ながら提案がなされ、それに対して最大会派が中心に同意するような流れだったと思っている。問題点を抽出して議論の末にこの形になったということではなかったと思っている。当時は当時のやり方があったのでそれを否定するものでもないし、予算決算委員会がなかった頃だが、皆納得の上で決めてきた。

また、以前も話をしたが、総務委員会は筆頭委員会と言われていて、ほかの委員会の議論や審査を経て、総務委員会で最終的に決定するのに近いような仕組みがあった。いろいろな形の中で総務はそれを全部さばくという形から、総務委員会が全てそれを持って良いのかということで予算委員会に分かれたり、そういう流れが起き始めた。総務の仕事をはかに渡す中で、教育は総務に移したほうが、バランスが取れるのではという話が行われたのではないかと記憶している。今は、やはり縦割りではなく横断的にものを考えるときにどういった議論をするのが、地方議会の常任委員会の枠組みにそぐうのかは考えていけないと思っている。

○笹田議長

資料があるので少し説明するが、市町村合併前の4委員会のときは総務委員会という委員会だった。その所の管が「総合調整室、総務部、企画財政部、消防部、会計課、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会」。もう一つ先ほど出たのが文教厚生委員会で、所管は「福祉環境部、教育委員会」、経済委員会は、「経済部と農業委員会」、もう一つ建設委員会というのがあるが、所管は「建設部と水道部」だった。この四つで構成されていたのだが、先ほど超党みらいが言われたのは、合併後に、そのうち文教厚生委員会の教育委員会の所管が総務委員会に移ったということである。

○下間局長

先ほど言われたように、予算を総務委員会でやっていた。合併後には予算の特別委員会を作っていたので、総務でやっていた予算部分が別になった分、総務に教育を持って行ったのが実態と思う。

○沖田委員

だとしたら、確かに過去の経緯はいろいろあったのだと思うが、世情は変わっていく。そうしたとき、やはり今はどう考えても縦割りで、福祉と総務とで子育てと幼児

教育が分かれているのは、今の時代になじまないと思う。過去の経緯をずっと見ても、時代に応じて変わっていつているので、やはり福祉環境委員会に学校教育を持っていくべきではないかと改めて主張する。

○牛尾委員

うちの会派には現職の教員がいるのだが、福祉と教育を一緒にしてはいけないと伝えてくれと言われた。根拠については本人がまたどこかで話すと思う。

○三浦委員

必ずしも福祉と教育を全て一緒に考えようということではなくて、今の執行部の体制的にもそうだが、子どものことを考えるときに福祉も教育も越えて一緒に様々なセクターで考えようという体制に執行部もされている。そういうことがある現状を解消するために、例えば教育委員会の所管を福祉環境委員会が担うことで、そういったところは一体的に議論ができるようになるという話をしているのであって、必ずしも教育と福祉を全部、全て一緒に考えようということではない。

超党みらいの意見の冒頭に「学校教育において福祉の部分はごくわずかであり」とあるのは、私は個人的にも違和感を覚えている。それを所管したときにしっかりそれを議論すれば良いのであって誤解があるのでは。そういうことを我々は主張しているわけではないということ、逆に持ち帰ってお伝えいただきたい。

○小川委員

三浦委員が言われることで分かりにくい部分があるのでもう少しお聞きしたいのだが、結局変えたほうが良いという主張はいろいろあるが、そこはまだ会派内で議論が深まらないところがある。例えば幼稚園問題についてはどちらかという福祉関係のほうが強い感じもするのだが、学校教育全てを福祉へ持ってくるのか、先ほどの話に出た例えば教育委員会の所管内で、主権者教育や、あるいは教育指導要領の根本的な問題だとか、こういった問題についても、果たして福祉環境委員会の中で議論したり検討ができるのだろうかという認識を持っているので、そこまで福祉環境委員会で全て網羅して調査研究しようとする、かなりの業務量になる。そうすると結果的には、厚生労働省と文部科学省の違いというか、そこを一緒に所管する形になって負担が大きいのではないかということで現状維持になっている。

○三浦委員

国の省庁の割り方で考えたら、産業建設委員会は国土交通省所管と経済産業省所管という二つの省庁にまたがっていることを、浜田市議会は一つの委員会で議論しているのであって、それはその問題に対して所管委員会が議論すれば良い話だと思う。福祉環境委員会は福祉の事を考えなければいけないから教育のことは違う委員会だろう、というのは成り立たないと思う。

仮に、今は総務文教委員会が消防を所管しているが、ほかの委員会が消防を所管することになれば、その委員会に所属している委員がそれを議論すれば良いと思う。そのときに、できるだけ組み合わせが良いように、それぞれの所管をどう組み合わせたら良いかという話なので、特に幼児教育の部分は、今は子どもというテーマと一緒に

皆が議論しようということになっているので、それは今の構成で福祉環境委員会と総務文教委員会の中でどちらが所管したら良いのかを議論している。全部を一緒にしようということではないので、そこはそこがあるのではないかと。

○牛尾委員

聞いていると「ああそうだよ」と思うのだけど、柳楽副委員長が言われることを聞いていると少し違うのではないかと思って。今言われるように、不便なところがあるわけで、不便なところだけを持っていけば良いという話なら、話が早いのではないかと思う。

かつて産業経済委員会と建設都市委員会をなぜ一緒にしたかと言えば、建設単独だと圧倒的に少ない。委員会を開いても1時間で終わることもあるし。当時それほど所管事務調査はしなかったから。建設都市委員会だけいつもあつという間に終わる。これはいかんだろうということで経済と建設を一緒にした。

消防にしても、合併前までは広域でやっていた。時代の流れの中で運用しやすい形で直すなら私は反対しない。三浦委員が言うとおりに良いが、そうではなく、教育委員会の全部を福祉環境委員会へ持っていくというのは、それで大変だったから分けた経緯がある。

○三浦委員

私は、今の福祉環境委員会の中に教育委員会の所管を全部移して、そうすれば子どもの関係はもちろん一緒にできるメリットが生まれる、プラス、福祉環境委員会であっても教育委員会のことを議論しても、所管内の話になるので、福祉の委員会だから教育のことを議論してはいけないということはない。しかも福祉と教育を全部一緒に考えようという提案ではなく、所管を動かすという話だけなので、先ほど大谷議員の意見も紹介いただいたが、そういう、福祉を所管している委員会が教育のことを語ってはいけない、議論してはいけないということではないと思う。かつ、ボリューム感でいくと総務文教委員会の抱えている所管は広いと思う。今の議論の中で負担が大きいとは感じないという意見ももちろんあるようだが、それぞれ抱えている、例えば行革を切り取っても、以前は特別委員会で行革についてやったときもあつたくらい、行革だけでも議論することはたくさんあると思う。しかし今の所管の中で、今の委員会活動の中で行革のことをしっかり掘り下げられているかということとそうではない。仮に総務文教委員会が今抱えている分野の中から教育委員会が別の委員会、あるいは何かの所管が別の委員会に移ることによって、今までそれに割いていた時間をより議論を深めるために費やせるようになる。

先ほど牛尾委員が過去のいろいろな、時代、当時の社会背景で委員会所管が組み替えられていたと言われたが、もちろん今このときにもそういう視点で見直せば良いことだと思うし、必ずしも今我々が伝えている意見を押し通したい、急いで何かをしたいということではなく、今の時代に即した形で委員会審査がスムーズに行われるように体制を見直すべきではないかという問題提起なので、そこはしっかり熟議すれば良いと思う。我々の問題認識としてはそういうことである。

○柳楽副委員長

いろいろと意見が出ているが、創風会から、全員協議会で、全議員で意見交換をしたらどうかという意見もあった。今皆の意見を伺っていても、先ほど牛尾委員から紹介された大谷議員の意見もあった。それらについてどうか。

○三浦委員

全議員からこの件について意見を聞くのは悪いことではないと思うが、この件については議会運営委員会でしっかり議論しているわけなので、議会運営委員会である程度見解を決めて、それを議会運営委員会の見解として全員協議会に諮るべきだと思う。でないと委員会の存在意義が軽くなってしまう。議会運営委員会というのは、議会運営で各会派から代表が出てきて議論しているわけなので、まずはここでしっかり議論して見解をある程度まとめる。その方向性に対して全員協議会に諮って、各議員から意見をもらってまたここでもんでいくプロセスのほうが、私は議会運営としては正しいと思う。

○小川委員

三浦委員の言うとおりでと思う。やはり議会運営委員会としての方向性を一定程度つくらなければいけないのだが、今の議論だとあまりにも、議会運営委員会内の認識が、まだ少し距離があるように感じる。公明クラブの考えも説明があったが、もう少し具体的なところが分からないというか。どういうところがハードルがあってなかなかできにくかったか具体的に。私もこの10年間に総務文教委員会と福祉環境委員会の経験が5年ずつある。福祉環境委員会から総務文教委員会へ任せようとした案件も実際にあったが、それがハードルとなってどうしてもその問題が解決できなかったという経験がないので、もう少し具体的に、こういうところに必要性があったというのをそれぞれ出してもらいたい。一言で「デメリットはない」とされているが本当にそうだろうかと疑心暗鬼でもある。もう少し互いに事例も出してもらいながら、合意形成をした上で、この委員会の方向性を出すべきでは。それをもって全体に投げることも必要ではないかと思っている。

ここに表にしてある部分でも、創風会と超党みらいの関係で言うと、現状で良いのではと書いている。そこに属す議員は11人。全議員でも賛否が拮抗している中で、急いで委員会の方向性を出して提起するのは少し無理がある気がした。委員会で方向性を出すのは良いが、今の段階では出せるに至ってないと認識している。

○柳楽副委員長

今の意見だと全員協議会で諮る段階ではなく、もっと議会運営委員会の中でいろいろ意見交換して、合意形成を図っていったほうが良いのではないかとといった意見だったと思う。それについて皆はいかがか。

○牛尾委員

うちの会派では現職の教員がおられる。いろいろ話すのだが、大谷議員が持っている経験則などを僕らが代弁することはできないので、逆に言えば現職教員を参考人招致ではないが議会運営委員会に来てもらって、皆に聞いてもらえればと思ったりもす

る。私は教員の経験がないので分からないのだが、厳として言われるので、その辺の話に来て話してもらえたと。

○川上委員

ここでもむのが確かに正解だと思うが、ここでもんでも合意形成にはならない可能性が高いから、時間を持つのは大事だろうと考える。

○下間局長

事務局から少し補足なのだが、今の委員会条例の仕組みとして、教育委員会の中の例えば幼児教育の部分だけを福祉環境委員会に持っていくというような委員会条例の改正はできかねる。縦割り方式というやり方をしていて、部ごとに所管を分けている状態なので、何部の何だけをこちらに持っていくといったことはできないので、そこは理解いただきたい。

あと参考までに島根県内の例で、松江市は教育民生委員会で教育と民生を一緒にしている。出雲市は文教厚生委員会、安来も文教福祉委員会、雲南も教育民生委員会というように、福祉関係と教育を一緒にしている委員会もある。それ以外のところは、総務文教であったり、総務教育であったり。何の部を一緒にしても良いのが縦割り方式の委員会のつくりである。浜田市議会として効率的な調査研究ができるのと、あとはボリューム感もやはり大切だと思うので、その二つの点をしっかり考えてやっていただければと思う。

○柳楽副委員長

事務局からも今のような意見があった。時間的にもなかなか難しいので、引き続き議会運営委員会でもう少し議論を尽くすやり方で良いか。

(「異議なし」という声あり)

では、引き続き議論をとということだが、また改めて会派で皆に納得してもらえような意見を次回出していただければと思う。

○川上委員

納得というのは難しい。

○柳楽副委員長

できるだけ理解してもらえるように。

○川上委員

理解は難しい。

○柳楽副委員長

難しいとは思いますがよろしく願います。次に移る。

2 浜田市議会議員政治倫理条例の改正について

○柳楽副委員長

資料2を見てほしい。前回、政治倫理条例の改正の必要性については各会派へ持ち帰り意見をまとめて報告していただくことにしていた。各会派からの意見は資料のとおりだが、事務局から補足説明をお願いする。

○松井次長

(以下、資料を基に説明)

○柳楽副委員長

事務局からの補足説明を踏まえて、各会派から意見を伺いたい。

○川上委員

事務局から説明があったように、全国市議会議長会からもそのような指摘があるなら4条については削除で良いと思う。

○三浦委員

書いたとおりだが、今説明があったことで、提出した意見について、よりこのままで良いかと思う。

○小川委員

次長から説明があったようなことも含めて、そういう知識というか情報が少なかったもので、説明を受けてかなり納得がいった部分もある。恐らく会派に持ち帰れば、それ以上のものがあるなら消すべきではとって削除の方向になるのではと思う。

○柳楽副委員長

一度会派に持ち帰らないと難しいということか。

○小川委員

今日のうちに結論を出さないといけないか。

○松井次長

これは緊急という案件ではない。

○小川委員

持ち帰っても多分、報告すれば。

○牛尾委員

対象議員がおられるので一度持ち帰らせてほしい。

○松井次長

削除する場合、これは浜田市独自の結構厳し目のルールを設けたのを一気に緩めて、地方自治法の規定を根拠にするパターンなので、厳しいルールを課していたのは議会の公正性、透明性という意味合いだと思うので、この部分は大幅な緩和になることだけ理解いただければと思う。

○下間局長

本当に厳し目に当初は条例をつくっていたと思う。それを全くなくす方向にするのか、例えば申し合わせの中でそうは言っても自粛に努めるのだということも、できなくはない。それを決めていただければ。地方自治法を根拠にして守れば良いか、それなら削除で良い。

○牛尾委員

政治倫理基準をつくった当時、県立大学の吉塚学部長と松永先生の二人にお付き合いいただいて仕上げた。つくって会派へ持ち帰ったら「厳しすぎる」という声があって、5、6回やり取りしてできたのが今の条例である。当時とすればざる法だと思って

いた。しかし時間がたつと逆に厳しいのかなど。

○下間局長

今、地方自治法の改正が「議員のなり手不足」という昨今の現状を踏まえての改正なので、全くなくすというところであればそれで良いと思う。そこだけもう一度確認させていただき、皆の同意があれば削除に。

○三浦委員

局長が言われた、上位法があるとはいえ自粛に努めるというのは、個人事業主の請負に対して自粛に努めるという意味か。

○下間局長

それもあるし、法人も含む。さらに「役員と同程度の」という本当に厳しいものなので、そこがまた曖昧なのである。

○松井次長

今、地方自治法は、役員等の肩書があつて、その企業や経営体の、市との請負の割合がすごく多い場合、そういった企業の役員等になってはいけないというのが地方自治法なのだが、浜田市は割合などではなく契約は自粛ということで、かなり厳しいルールである。

○三浦委員

逆に言うと、削除すると請負ができるということか。

○松井次長

法人の場合は割合が多分半分以上だったら駄目だが、それほど大きい割合を占めてなければ社長であっても議員になれる。

○下間局長

一旦持ち帰っていただく。条例を削除する。例えば、とはいえ透明性を確保しなければいけないからというなら、文言を多少変えて申し合わせに入れることもできる。なり手不足解消の観点から全くなくすというのも一つの考えである。

○柳楽副委員長

事務局からもいろいろ話をしてもらったので、それも参考にしながら会派でまた協議してもらい、次回報告していただきたい。

3 請願書・陳情書の添付資料について

○柳楽副委員長

前回、請願書・陳情書の添付書類をどのように区別すれば良いかについて、各会派へ持ち帰り、会派の意見をまとめて報告いただくことにしていた。報告は資料に載せてあるが、各会派から補足説明をお願いする。

○三浦委員

補足は特にないが、議長団、議会運営委員会の正副委員長が審査の前段階でチェックされる段階で、必要と認めれば資料添付も許可ということで良いと思う。そこで判断していただくということはどうだろうか。

○小川委員

基本的な考え方は一緒だが、添付資料については公開しない原則はそのまま踏襲してもらえば良い。その他に書いたのは全然違う意見で、陳情書の書式に収まらないものは駄目だということも含めて検討してはどうかという意見があったことを書いてある。

○川上委員

請願・陳情についてはそれを出される方に文責がある。文責があるものを議会として良し悪しの判断をするのは難しいと思う。情報公開条例に該当する部分は黒塗りとするれば問題ない。本文と資料と区別せずに出されたものが陳情なら陳情、請願なら請願だと考える。

○柳楽副委員長

陳情書として出されたものの中にそういったものがあるということは、資料として出されるものの公開はしないとなっているので、それで良いと。

○川上委員

公開しようが何しようが、陳情の文責は陳情者、請願は請願者。ただし議会として扱うべきものは情報公開条例に基づく部分は黒塗りで出さないと仕方ない。

○柳楽副委員長

その場合の判断というのは、黒塗りの判断は誰がするのか。

○川上委員

それはせざるを得ない。

○柳楽副委員長

その作業は誰が。

○川上委員

議会運営委員会で、議論で良い。公開するに当たっては、文責は全てあるのだが、情報公開条例についての協議はどこかでしなければならない。

○柳楽副委員長

公明クラブの意見としてはこれまでも言ってきたが、請願書・陳情書はあくまでも趣旨や要望を文書で簡潔に示してもらい、表や図式など他から抜き出したようなものは資料として、審査の参考にさせてほしいと思っている。

ということで意見が分かれているが、今出された意見に対して何かあるか。

○川上委員

この文書は請願者が出された文なので、文責は請願者にあると明確に書けばよい。ただし個人情報については黒塗りにした。それだけで良いと思う。議会は何ら問題ない。私はそう思うし、それが普通だと思う。

○牛尾委員

個人の意見か、会派の意見か。

○川上委員

会派からは特段意見はなかった。その代わりに今私が言ったこともあるということだ

け言っておく。

○柳楽副委員長

9月をどうするかというところが急ぐのだが。今は意見が分かれている。結論をすぐ出すのもなかなか難しいかと思うが。

○川上委員

6月と一緒にすれば良いではないか。

○柳楽副委員長

9月についてはこれまでと同じやり方で良いのではないかという意見もあったが。

○笹田議長

前回、資料は添付しない、公開しない、陳情書は公開するという方針だったが、陳情書の中に資料が含まれていた。それを陳情者をお願いして、今のところは資料が掲載できないのでそれを省いたものを出してくれとお願いして出してもらった。その際、資料は別に付いていても良いではないかと言われたので、9月くらいまでには委員会で議論してもらおうと伝えているので、せめて、今は掲載しないことになっているが、陳情書に含まれる資料についてはどうしたら良いかということくらいは議会運営委員会で決めてもらわないと、前回の方に再度同じ作業をさせる可能性もあるので、そのあたりは考えながら協議してもらいたい。

○柳楽副委員長

議長から話があったが、それについてはどういった対応をするか。

○牛尾委員

資料がないと陳情書の願意が読み取れないような陳情があること自体、私はおかしいと思っている。原理原則論で、その辺は守るべきではないか。

○笹田議長

陳情者がか。

○牛尾委員

はい。

○串崎委員

陳情者がそれを守っていただけるならそれはそれとして良いことと思うが、なかなかそういうわけにいかないと思う。それをいちいち議会運営委員会に掛けて議論するのも大変だと思い、そのことについては議長団と議会運営委員会の正副委員長とで判断してほしい。

○柳楽副委員長

先ほども6月と同じやり方でという意見もあったが。

○笹田議長

牛尾委員が言われたのは当たり前の話だと思う。ただ、現行では陳情に対してそういうルールがないので、何でも受け付けることになっているので、それを受け付けないわけにいかない。全て受け入れた上で協議しているので、それを理解いただきたい。

○三浦委員

今までの陳情が出てきたときに、参考資料として冊子などがそのまま添付されていたようなこともあった。そういう場合、著作権の問題など判断に困る場合もあるし、添付された資料に個人情報載っているなどを全てチェックするのは現実的ではない。基本的には陳情書内で願意を伝えていただくというルールは、こちらからお願いすべきだと思う。ただ、ではこの前のように過去を遡るとこういう実態があるということ、文章で書けば可で、それを表にまとめると駄目なのかというのは、先ほど申し上げた、こういう事例があるという類いの資料とは少し違うと思う。陳情をより分かりやすくするために必要なことかとも思う。そういった一つ一つのケースごとにルールを決めるのは難しいと思う。川上委員が言われたように、出されたものは陳情者の意向だとは思いますが、それが委員会の場に上げるべきものなのかどうか、議長団と正副委員長の段階で判断されて、必要だと思われれば出してもらう、そうでなければそこで止めて配付にするなど、判断いただければ良いのではと思うがどうか。

○下間局長

今、陳情は出されたそのままを議員には見せている。今議論してほしいのはホームページに掲載する資料が明確になってないことである。

○三浦委員

訂正する。配付するものは配付で結構。ここに出すものについては必要であれば議長団と正副委員長が、ホームページに載せるべきとか、審査に必要な情報としてそこに書いてあるべきと判断されればそのまま上げていただき、そうでないものは議員配付にとどめておくということが良いのでは。一つずつ委員会の場で判断するのはどうかと思う。

○下間局長

今の意見だと、ホームページに載せる資料としての判断を議長団と正副委員長とでやるということか。

○三浦委員

ホームページに載せる資料というか、陳情書の一式としてここに送られるべきものか、あくまで参考資料とするのかという判断をいただきたい。

○下間局長

ここにいただくものは全て、今までどおりのルールだと出されたものをそのまま議員には提供している。

○柳楽副委員長

ホームページの公開のところについては、議長団と正副委員長で判断をしてほしいということか。

○三浦委員

そういうことである。

○笹田議長

今はあくまでも、どのような資料も載せていない。陳情書は載せている。その中に資料が入っていた場合はどうしたら良いかという議論である。6月のように差し戻し

て、再度提出してくれということではなく、我々が資料の必要性を認めた場合は公開できる。その判断は議長団と正副委員長で判断してほしい。資料は載せない。

○三浦委員

それは前提条件として、あくまで参考資料なので、基本的には陳情書で願意を伝えていただくという、今までの前提を覆すものではない。

○川上委員

私も同じ考えなのだが、ただ言っているのは、今うちの請願書や陳情書にはプラットフォームがない。それが第一の間違い。フォームを作って、これについてはこの範囲内で書いてほしい、必要であれば当日説明をしてほしい、説明する必要があるらば書いてほしい。多分どこもそういう形ではないか。

○下間局長

陳情書としての様式はホームページにも掲載している。その様式どおりでないとう受け付けないというのは、なかなか難しいかと思う。

○川上委員

何が難しいのか。

○下間局長

これまで出されてきている陳情も、自分たちで思う願意・趣旨をきちんと明確に書いておられ、陳情書というタイトルを付けて出している方がおられる。それに対し、この様式を使ってないからもう1回書き直してというのは難しい。

○川上委員

始めから、この様式を使って書いてほしいと書けば良い。

○下間局長

それはホームページにも出している。

○川上委員

だからそこで受け取るから間違い。

○笹田議長

それはルールとしてまだ決まってないので。

○川上委員

だから決めれば良い。ホームページにある様式でと。

○下間局長

この様式でないと、もう受け付けないと言い切るのか。

○川上委員

簡単な話だ。

○柳楽副委員長

今出てきた話なので、ここですぐ決定は難しいと思う。それでは9月定例会議のときはこれまでどおりということで、議長団と正副委員長で判断させていただくということで。

○笹田議長

これまでどおりではない。

資料についてはこちらで判断する。

○柳楽副委員長

陳情書内に資料らしきものがあつた場合の判断は、とりあえず9月は議長団と正副委員長とで判断させていただくということによろしいか。

(「異議なし」という声あり)

今後については、またしっかり議論していかないといけないと思う。また会派で、多分意見をまとめられても同じような形で出てくるのかとは思ふが。

○笹田議長

川上委員が言われたことは議論の対象になる。

○柳楽副委員長

川上委員から出た意見等も踏まえて、またそれについても会派に持ち帰って検討してもらいたい。

○小川委員

川上委員が言われたのが、超党みらいの後半意見と同じ。同じ趣旨である。書式から出たものは駄目だというルールを課しても良いのでは。

○柳楽副委員長

各会派から出されている意見を参考に、また次に意見をいただきたい。

4 その他

○柳楽副委員長

令和5年6月浜田市議会定例会議、議会傍聴者のアンケート結果についてである。6月定例会議中にアンケートの提出はなかったことを報告する。

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

○笹田議長

今度8月20日に栗山英樹さんの講演会があるのだが、浜田市議会は実行委員会の中に入った。予算を可決する前に栗山さんのほうから、できれば公的機関で集めてしっかりしたものを作ってほしいという依頼があつたようで、そのときに議会も入ってくれと依頼があつたのだが、やはり予算を伴うことなので遠慮させてほしい、自分たちが入っている実行委員会の予算を審議するのはおかしいと思つたので遠慮させてほしいと話をさせてもらったのだが、良いことだと可決されて、その後に再度依頼があつたので、7月下旬くらいに話があつた。やはり良いことなので入つた。というのも、浜田藩開府400年のときも実行委員会に入っているもので、そういった形で盛り上げていくことに関してはしっかり入って応援していきたいと思つたので入らせてもらった。そのあたりも会派で説明してほしい。

○柳楽副委員長

それでは次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回は8月25日金曜日、午前10

時から全員協議会室で開催する。

最後にお願いだが、本日の内容については会派で共有いただくようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[09 時 53 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司